

「相続登記はお済みですか月間」無料相談実施について

司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、相続登記の手続きを促す啓発活動の一環として、相続登記に関する無料相談会を実施しています。

相続登記は期限が定められていないため、一般的に手続きが遅れがちで、いざ売るといふ場合や担保に入れて融資を受けようとする場合などに支障をきたすことがあります。長い間放置されてしまったことで、さらに相続が発生して新たな相続人が出現したりすると、権利関係が複雑になって、時間も費用もかさむことがありますから、相続登記は早めに終わらせておくことが重要です。さらに、登記の手続きも個々の事情によって千差万別ですから、専門家にご相談いただくのが確実です。相談会を次のとおり開催しますのでご利用ください。

【相談内容】相続登記

【相談期間】2月1日(月)から2月29日(月)までの1ヶ月間(土・日・祝日は除く)

【相談場所】青森県内の各司法書士事務所

※ご相談にスムーズに対応させていただくために、事前に各司法書士事務所へご相談のご予約をお願いします。

【費用】初回相談無料(2回目以降や具体的な手続きは有料です。)

【お問合せ】青森県司法書士会 ☎017-776-8398

家畜(鶏含む)飼養者のみなさまへ

平成23年度に、家畜伝染予防法の一部が改正され、家畜(鶏含む)の飼養者は、頭羽数について毎年定期報告することが義務づけられました。

次の家畜の飼養者は忘れずに報告するようお願いします。

○報告対象 鳥 類：鶏(青森シャモロック、比内鶏、烏骨鶏、軍鶏、チャボ、声良鶏、金八などを含む)

あひる、うずら、きじ、ホロホロ鳥、七面鳥、だちょう

鳥類以外：牛、馬、豚、山羊、めん羊、いのしし、鹿

○報告内容 平成28年2月1日時点の頭羽数

○報告様式 定期報告書 ※様式は、むつ家畜保健衛生所で配布

○提出方法 郵送またはFAX

○報告期限 平成28年3月11日(金)まで

【お問合せ】下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所 ☎22-1254

自動車の名義変更・廃車手続きおよび車検はお早めに!

例年3月は、名義変更(移転登録)・廃車(抹消登録)・住所変更など(変更登録など)・車検(継続検査)の手続きで、運輸支局および事務所の窓口は大変混雑します。特に、3月中旬頃から月末にかけて徐々に待ち時間が長くなり申請者のみなさんに大変ご不便をおかけしております。

名義変更や廃車などの手続きは、混雑をさけ待ち時間が少ない3月14日以前に手続きしていただくようお願いします。また、車検(継続検査)は1ヶ月前から受けることができますので、3月下旬に集中しないようお早めに受検していただくようお願いします。

ユーザー車検については、インターネット検査予約サイトなどにより検査予約を行ってください。予約操作についてのお問合せは、自動車検査予約ヘルプデスクでお答えしていますのでご利用ください。

なお、軽自動車は「軽自動車検査協会」が手続き窓口になり、手続き方法などが違いますので、ご注意ください。

【お問合せ】東北運輸局青森運輸支局 ☎050-5540-2008

受付時間 平日 午前8時45分から正午、午後1時から午後4時まで
(土・日・祝日は休みです)

HP <http://www.twb.mlit.go.jp/tohoku/am/am-index.htm>

検査法人HP <http://www.navi.go.jp>

自動車検査予約ヘルプデスク ☎0570-030-330

(午前9時から午後6時まで 土・日・祝日を除く)